

2026年1月8日の経営会議の概要について

開催日時	2026年1月8日（木） 午前10時00分 ～ 午前10時50分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・施策体系の承認
所管部課	市民部 市民協働推進課
案件名	「(仮称)一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(27-31)(第6次町田市男女平等推進計画)」の策定について
実施期間	2027年4月～2032年3月
法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法第14条3項 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3(3項) ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条2項 ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条3項
対象者 (お客様)	市民(在住・在勤)、事業者、町田市職員
案件概要	<p>本市では、2001年2月に「男女平等参画都市宣言」を行い、2022年度からは「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。</p> <p>この間の男女平等参画を取り巻く国際的な社会情勢においては、2025年6月に発表されたジェンダー・ギャップ指数2025では、日本は156か国中118位となっており、日本の女性の活躍はいまだ十分とは言えない状況です。</p> <p>また、国においては、2024年4月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、各自治体での計画策定が要請されています。さらに国の次期男女共同参画基本計画が2026年度末に改定される予定です。</p> <p>こうした中で、2026年度に現行計画が終了するため、社会情勢の変化、国や東京都の動向、市の現状等を踏まえ、「(仮称)一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(27-31)(第6次町田市男女平等推進計画)」を策定します。</p> <p>本計画の策定にあたっては、「まちだ未来づくりビジョン2040」が示す「ありのまま自分を表現できるまちになる」の具現化に向け、関係計画や関連法令などと連携・整合を図ります。基本理念には「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」を掲げ、一人ひとりの人権を尊重し認め合い、その人の個性を十分に発揮することで、その人らしくいきいきと生きることができる男女平等参画社会の形成をめざします。</p> <p>また、市民アンケート等の結果から、「固定的性的役割分担意識の解消」、「DV等の人権侵害を許さない意識の浸透」等、なお一層の努力が必要であることから、前計画に引き続き、基本理念を達成するための男女平等施策全体の方向として、</p>

	<p>「めざすべき姿Ⅰ一人ひとりの人権を尊重するまち」と「めざすべき姿Ⅱ一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち」を掲げ、それぞれのめざすべき姿を実現するための3つの基本目標を以下のとおり設定します。</p> <p>(1) 男女平等と性の多様性の意識の醸成 (2) 一人ひとりが安心して暮せる環境の整備 (3) 多様な生き方、働き方の実現</p> <p>なお、基本理念の実現のため、市民、事業者、関係団体等との連携により推進するとともに、市役所外部、内部から点検、評価を行う体制を整え、計画の効果的な推進に努めます。</p>
主な意見	<p>○今後の施策等の検討にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見を反映すること。 ・市民、事業者等の参画の機会をどのように作るのかを明示すること。 ・都の計画や条例等、他に影響があるものがないかを確認すること。 <p>○その他文言等を整理すること</p>
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<p><構成員> 石阪市長、榎本副市長、櫻井副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長</p> <p><幹事> 企画政策課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法務課長、職員課長、財政課長</p> <p><説明者> 市民部長、男女平等・消費生活担当課長、市民総務課長</p>

開催日時	2026年1月8日（木） 午前10時52分～午前11時25分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・施策体系の承認
所管部課	地域福祉部 障がい福祉課
案件名	「(仮称) 町田市障がい者プラン27-32」の策定について
実施期間	2027年 4月～2033年 3月
法令根拠	障害者基本法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
対象者 (お客様)	障がい者及びその家族、障がい者の支援者、事業者、市民
案件概要	<p>我が国においては、障害者総合支援法の施行以降、様々な障害福祉サービスの充実が図られてきました。また、町田市障がい者プラン21-26（以下、「現計画」という。）策定から今日に至るまでに、障がい者の情報取得に関する法律の施行、障がい者の雇用促進、障がい者差別の解消及び障害福祉サービスに関する法改正といった障がい者施策を取り巻く環境が変化しています。</p> <p>このような状況の中、町田市では、町田市障がい者プランの上位計画である町田市地域ホッとプランの「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」の基本理念のもと、様々な主体がそれぞれに合った形でつながり、そこで生み出された活力をもとに地域課題の解決に取り組んでいます。</p> <p>加えて現計画では、町田市地域ホッとプランにおいて掲げている障がい者施策の取組の方向性に沿った取組のほか、障がい者の地域生活を支える仕組みづくりや「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定・施行等の障がい者差別をなくすために障がい理解の推進などに取り組んできました。</p> <p>しかしながら、地域での暮らしにおいて、制度改正などにより中軽度の障がい者は住み慣れた町田市で生活し続けられるようになりましたが、医療的ケア等が必要な常時介助が必要な重い障がいがある人が市外のグループホームを利用している実態や、必要な人に必要な情報や支援が届いていない実態もあります。一方で、2024年度町田市市民参加型事業評価では、障がい者差別解消推進事業が評価され、「障がいの理解促進に関する取組は恒常的に継続した周知啓発が必要」等の意見がありました。それらの現状から、引き続き全ての障がい者が住み慣れた町田市で生活し続けられる環境を整備することや、社会からの孤立を防ぐために地域における相談支援を総合的に行う機関の強化が課題になっています。併せて、障がい・合理的配慮の理解の促進に加え、新たに誰もが障がい・合理的配慮の理解を深め実践する段階に進めていくことも課題となっています。</p> <p>これらの社会情勢の変化や障がい者施策の現状・課題に対応するため、(仮称)町田市障がい者プラン27-32（以下、「本計画」という。）では現計画の柱で</p>

	<p>ある「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」及び「障がい理解を促進し、差別をなくす」という施策の方向性を継承し、これまでの取組を一步進め、より効果的に推進する必要があります。</p> <p>そのため、本計画では、現計画で取り組んできた、①障がい者の高齢化・障がいの重度化への対応、②地域移行の推進、③相談支援体制の強化、④障がい・合理的配慮の理解の促進等に加え、新たに⑤障がい・合理的配慮の理解の深度化等をさらに推進し、市の実情を反映するとともに市民にも分かりやすく、これまで以上に実行性のある計画を目指します。</p>
主な意見	<p>○計画を策定するにあたり、必要に応じて、小中学校の教師などから意見を聴く機会を設けること。</p> <p>○その他、指摘された文言を整理すること。</p>
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<p><構成員></p> <p>石阪市長、榎本副市長、櫻井副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長</p> <p><幹事></p> <p>企画政策課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法務課長、職員課長、財政課長</p> <p><説明者></p> <p>地域福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課担当課長、障がい福祉課担当者、福祉総務課長、</p>